

表5 法第14条及び第14条の2に基づく処分の状況（令和4年度）

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
R4	大阪府知事	R4. 5. 9	戒告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1又は2に該当し、このことは行政書士法第14条に規定する「この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき」に該当する。</li> <li>1 当該登録地を含むどこにも事務所を設置していない場合は、行政書士法第8条第1項に違反する。</li> <li>2 当該登録地以外の場所に事務所を設置している場合は、行政書士法第6条の4に違反する。</li> </ul>
	長野県知事	R4. 9. 6	業務の停止（1月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業から行政書士として委託を受けた労務管理業務について、その事情を知らず、労働時間が労働基準法の上限規制を超えた労働者について、上限以下となるよう、当該企業の指示により、内容虚偽の帳簿書類を作成し、労働基準監督署へ提出した。この行為が、虚偽内容書類の提出、虚偽の陳述をほう助したとして、労働基準法第101条、同法120条4号及び刑法第62条1項の規定により5万円の罰金刑に処された。このことは、行政書士法第14条の規定に該当するものと認められるため、同法第14の3第1項の規定による措置要求があった。</li> </ul>
	埼玉県知事	R5. 1. 24	業務の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法に規定する業務とは言えない業務に、行政書士の職務上請求書を35枚使用した。</li> <li>・ 職務上請求書の業務の種類欄に、不適切な記載を行った職務上請求書を25枚使用した。</li> <li>・ 司法書士の資格・登録を有しないにもかかわらず、相続放棄の申述書の作成や、依頼人の相続不動産等に係る登記申請手続等の業務を、11件行った。</li> <li>・ 依頼者に領収書を交付する際、適切とは言えない方法で6件の領収書を作成した。</li> <li>・ 業務に関する帳簿を備えていなかった。</li> <li>・ 事務所の見やすい場所に、業務に関し受ける報酬の額を掲示していなかった。</li> <li>・ 作成した書類に記名及び職印の押印をしていなかった。</li> <li>・ 以上のことは、法第14条の規定に該当するため、本県が定める「行政書士法に規定する措置請求及び懲戒処分に関する事務取扱要綱」第6条（懲戒処分の基準等）の規定に基づき、「業務の禁止」処分を行った。</li> </ul>
	三重県知事	R5. 3. 7	戒告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置請求を契機として調査。</li> <li>・ 成年後見業務の中で、被成年後見人の施設利用料の支払を怠り、また当該施設職員との連絡を絶った。これらについて正当な理由が認められなかった。</li> </ul> <p>このことは、行政書士法第10条及び第13条による日本行政書士会連合会会則第59条に違反する。</p>

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
R4	千葉県知事	R5. 3. 29	業務停止（3月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政書士の業務に該当しない内容証明書等の草案を作成する業務に使用するため、戸籍謄本等の交付請求を行い、個人情報を取得した。</li> <li>上記行為に対し、千葉県行政書士会から処分を受けたことにより自己の職務上請求書を使用できない状況において、他の行政書士2名に対し、法に規定する行政書士の業務を受任しておらず、共同受任等の実態もないにも関わらず、その行政書士に指示して戸籍謄本等の交付請求を行わせ、取得した個人情報を自身に提供させた。</li> </ul>
			業務停止（14日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍法又は住民基本台帳法上の要件を満たさない戸籍謄本等及び住民票の写し等の交付請求を約100件行った。</li> </ul>
			業務停止（7日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍法又は住民基本台帳法上の要件を満たさない戸籍謄本等及び住民票の写し等の交付請求を9件行った。</li> </ul>
	東京都知事	R5. 3. 31	戒告	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、受任した在留資格変更許可申請業務について、出入国在留管理局から追加資料の提出を求められたにもかかわらず、必要な資料のうち一部しか提出せず、もって資料の提出がなかったことが主たる原因と思われる理由にて、申請が不許可となった。このことは、誠実履行義務及び信用・品位確保義務を求める法第10条に違反する。</li> <li>被処分者は、申請書を業として作成する予定で、本店所在地変更登記申請業務を受任した。このことは、行政書士が他の法律において制限されている業務を行うことを禁じた法第1条の2第2項に違反する。</li> </ul>
R4	東京都知事	R5. 3. 31	戒告	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、依頼者から報酬を受領し、受任した在留資格変更許可申請業務を遂行するに当たり、東京入国管理局から求められた追加資料の作成・提出を怠り、その結果当該申請が不許可となったことが認められる。このことは、法第10条に違反する。</li> <li>被処分者は、上記の業務にあたり、依頼者からの連絡に対して応答しなかったことが認められる。このことは、法第10条に違反する。</li> <li>被処分者は、依頼者から報酬を受領し、受任した在留資格認定証明書交付申請業務を遂行するに当たり、少なくとも契約当初から8カ月の間、依頼者からの連絡に対して、適切な連絡を行わなかったことが認められる。このことは、法第10条に違反する。</li> <li>被処分者は、依頼者から受任した在留資格認定証明書交付申請業務を遂行するに当たり、依頼者からの連絡に対して、適切に対応しなかったことが認められる。このことは、法第10条に違反する。</li> <li>被処分者は、1件の在留資格変更許可申請及び4件の在留資格認定証明書交付申請について、依頼者らの同意を得ることなく、他の行政書士に取次申請を行わせた。このことは、行政書士法施行規則第4条及び同9条に違反し、法第10条に違反する。</li> </ul>